

## 議案第13号

### 湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士制度が一般制度化されたことにより、所要の改正をするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士（）」の次に「神奈川県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(神奈川県<sup>1</sup>の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>┆</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(<u>神奈川県<sup>1</sup>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び神奈川県<sup>1</sup>の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>)の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>┆</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	